

産業構造審議会保安・消費生活製品安全分科会液化石油ガス小委員会（第16回）

議事録

日時：令和4年3月14日（月曜日）15時00分～16時30分

場所：オンライン開催

議題：

- （1）「液化石油ガス安全高度化計画2030」の取組状況について
- （2）2021年度立入検査の実施状況及び2022年度立入検査の重点について
- （3）液化石油ガス法の改正について

議事内容：

○岡本室長　それでは、定刻となりましたので、ただいまから「第16回産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会 液化石油ガス小委員会」を開催いたします。

ガス安全室長の岡本でございます。本日は、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

開催に当たりまして、事務局を代表して、太田技術総括保安審議官から、御挨拶をさせていただきます。

○太田審議官　太田でございます。

本日は、お忙しい中、本会合に御参加いただき、誠にありがとうございます。また、日頃よりガス保安行政に関し、御理解・御協力をいただきまして、重ねて御礼申し上げます。

本日は、新型コロナウイルス感染症対策のため、オンラインでの開催とさせていただきます。委員の皆様には御不便をおかけしますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

本日の小委員会では、2021年4月に策定しました「液化石油ガス安全高度化計画2030」に関する取組状況について御報告をさせていただきます。今後10年間の取組方針を定めたものとなっており、今年が実行の初めての年になります。今回は、当省の取組状況の御報告のほかに、各主体者からも、今年の実績について御報告をいただくことになってございます。

また、第12回～第14回の液化石油ガス小委員会で皆様に御審議・御報告をさせていただきました「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づく事務・権限の都道府県から指定都市への権限移譲について、「第12次地方分権一括法案」として、3月4日金曜日に閣議決定をされてございます。本日は、この権限移譲に向けた準備状況について、御報告をさせていただきます。

なお、都市ガス分野における新たな制度的措置、ガス事業法における災害時連携計画の

制度化について、「高圧ガス保安法等の一部を改正する法律案」として、同日に閣議決定されておりますので、これも併せて御報告を申し上げます。

皆様におかれましては、ぜひとも忌憚のない御意見、積極的な御議論をお願いいたします。本日は、どうぞよろしくをお願いいたします。

○岡本室長　それでは、ここからの議事進行につきましては、大谷委員長をお願いいたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

○大谷委員長　大谷でございます。よろしく申し上げます。

コロナ禍ということで、こんな形での開催になっておりまして、皆様には御不便をおかけしている点もあるかと思えますけれども、ぜひ御忌憚のない御意見をいただいて、活発に議論ができればと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

本日の議題は3件ございます。効率的な議事進行に御協力をよろしく申し上げます。

それでは、まず事務局から会議定足数の報告と資料についての確認をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○岡本室長　本日の小委員会につきましては、高圧ガス保安協会会長の近藤委員が欠席とのことで、代理として同協会の鈴木様が参加されております。

その上で、委員10名中10名に御出席いただいており、オンラインで御出席の委員を含め、過半数以上の定足数を満たしておりますことを御報告いたします。

また、本日は、委員の皆様には、コロナ感染症拡大防止のため、オンラインで御参加いただいておりますが、大谷委員長には会議室にお越しいただいております。

資料は、事前に御連絡いたしましたURLに掲載しておりますので、URLから閲覧をいただきますようお願いいたします。

報告は以上です。

○大谷委員長　皆様、よろしいでしょうか。定足数には十分達しているということですので、会議に入らせていただきます。

まず、議題の(1)「液化石油ガス安全高度化計画2030」の取組状況ということで、今年度どこまで行っているかということについて、御報告をいただきたいと思えます。

まずは事務局から、説明をお願いします。

○岡本室長　資料1-1について、御説明させていただきます。

それでは、次の2ページを御覧ください。「2021年における事故発生状況」であります。2021年のLPガス事故件数は212件、前年比で14件の増加となりました。増加の理由は、

雪害事故が19件発生したことを考えております。死亡者は1名、負傷者は20名ということでございました。液石法公布の1967年以降、最少となっております。

一酸化炭素中毒、いわゆるCO中毒事故については、発生をしておりません。

また、原因者別では、他工事事業者によるものが62件、全体の29.3%であったということでございます。

ここで、補足の説明をさせていただきます。雪害事故19件発生についてでありますけれども、そのことに関して、補足が2つございます。

2011年～2021年までの雪害事故は、総数で293件発生しております、これを年平均に直しますと、平均で27件となっております。

それから、もう一点補足をさせていただきます。LPガスの自然災害に対するマニュアルとして、「LPガス災害対策マニュアル」がございます。こちらは数年前から、私ども経済産業省と高圧ガス保安協会さんで作成させていただいたものが、ホームページ等で公表されておりますけれども、現在、この内容を改訂しております。具体的には、何を改訂しているかと申しますと、水害対策の対応として、容器にロープや鎖を二重掛けする、これは後ほどまた御報告させていただきますけれども、そういった規制になりましたので、そのことを、今、改訂作業として見直しを図っております。

この場でお伝えしたいことは、この「LPガス災害対策マニュアル」には、雪害対策についても記載がございます。先ほど申し上げました改訂作業が3月末で終わる予定ですので、4月以降、このマニュアルをLPガスの販売事業者の方々にお知らせをする際、雪害対策についての注意喚起を含め、お知らせをしたいと思っております。

補足は以上でございます。

それでは、次のページをお願いいたします。

こちらは、「液化石油ガス安全高度化計画2030について」ということで、その概要となっております。

次のページです。今、スライドの4を御覧いただいているかと思っておりますけれども、その安全高度化指標として、数値目標がございます。その数値目標と、あと、暦年1年間、2021年の事故件数を並べております。

皆様方も御案内のとおり、安全高度化指標は、過去5年間の数値の平均をとりますので、暦年の数字を並べることにどれほど意味があるのかということはあるかもしれませんが、数字上、出てきたデータとして並べてみたものでございます。達成しているところと、未

達成の部分がございます。

次のページをお願いします。各アクションプラン、この高度化計画には、主体者の記載がございます。その主体者を一覧表にまとめたのが、今御覧いただいているページであります。

次のページをお願いします。ここから、実際に取り組んできた内容の御報告でございます。

まず、「一酸化炭素中毒事故に関して」でございますが、2021年10月5日に、一酸化炭素中毒事故連絡会議を開催し、関係府省の方々に注意喚起の周知のお願いをさせていただいております。

また、3月4日には、国土交通省に対しまして、「住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による一酸化炭素中毒事故の防止について」の協力要請文書を発出し、所管の業界団体の方への周知をお願いしているところでございます。

次のページをお願いいたします。また、「安全な消費機器等の普及促進」ということで、3つ目のポツのところでございますが、政府広報ラジオにおいて、高齢者におけるガスコンロによる事故防止対策として、「安全対策をしている製品を選ぶことが大切である」ということを紹介させていただいております。

次のページをお願いします。「消費者への注意喚起」ということで、飲食関係の業界団体の方々と意見交換をする機会がございました。そこで、スマートフォンアプリを通じたガス機器のメンテナンスについて御案内をすることが効果的ではないかという御指摘がございましたので、そのような取組をさせていただきました。

また、経済産業省のホームページのほか、Yahoo!バナー広告を通じて、消費者事故防止についての注意喚起の実施をいたしました。

次のページをお願いします。「ガス警報器の設置促進についての周知・啓発活動」ということでございます。

こちらは、継続して取り組んでいる内容でございますが、一酸化炭素中毒事故防止のため、業務用換気警報器設置等の重要性についての周知を行いました。

そのほか、例えば関東監督部では、関東液化ガス保安協議会が主催する「業務主任者研修会」に参加させていただいて、そこで、警報器設置の重要性を説明するという取組をしております。

次のページをお願いいたします。「ガス機器製品についてのリコール」でございます。

2021年6月と12月に、それぞれリコール情報を公表してございます。

次のページをお願いいたします。次に、「販売事業者起因事故対策」ということでございます。

「保安業務の適切な実施について」ということで、LPガス販売事業者の方々や、保安業務を担う方々に対しまして、その適正な実施について要請文書を発出しております。

と申しますのも、例えば容器交換時のホースの締め込み不足のためにガスが漏えいした事案とか、あと、コンロの燃焼テストを行うために点火したところ、漏えいしたガスに引火し爆発が起きたという、そういった販売事業者の方や保安業務を担う方々における事故が幾つか散見されましたので、この際、注意喚起をしたものでございます。

次のページをお願いいたします。「他工事事務事故防止対策」についてであります。

2022年3月4日に、関係業界に対し「建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について」という協力要請文書を発出させていただいております。

また、2つ目のポツのところでございますが、他工事事務事故防止対策について、昨年11月の液化石油ガス小委員会において、内容について御報告をしたところでございます。詳細につきましては、本年度末までに報告書をまとめる予定でございます。

次のページをお願いいたします。「水害対策」であります。

こちらは、冒頭の事故概況をお伝えした際に少し触れましたけれども、容器のベルト、または鎖2本掛けについて、施行規則及び例示基準の改正をいたしました。

また、「雪害対策」ですけれども、北海道産業保安監督部など雪がたくさん降る地域の監督部におきまして、雪害によるLPガス事故発生防止に関する注意喚起をホームページ上で掲載をさせていただきました。

次のページをお願いいたします。また、「水害対策」の続きでございますが、被害を受けやすい地域を抽出いたしまして、水系ごとにマッピングを実施いたしました。地図化した河川につきましては、資料の下部に記載がございます。

次のページをお願いいたします。また、「自然災害タイムライン訓練」として、具体的に何月何日の何時に台風が発生し、何月何日の何時に警報レベルが発令、その後、何時間後に台風が上陸したという時系列をもった訓練をさせていただきました。

オンラインの講習会でございましたけれども、販売事業者の方、計25名の方に御参加をいただきました。

次のページをお願いいたします。今スライドの16が映っているかと思っておりますけれども、

「自然災害対策」として、参考情報を掲載しております。

次のスライドをお願いいたします。「保安基盤」の「保安管理体制」といたしまして、昨年の10月28日に、「技術総括・保安審議官表彰」を実施いたしました。

次のページをお願いいたします。また、「行政機関向け講習」といたしまして、1つ目のポツのところでございますが、液石法の改正案を国会に提出予定です。これは、後ほど、また触れたいと思いますが、それに係る事務の円滑な移譲を促すための研修をさせていただいております。

また、下の枠囲みのところでございますが、「販売事業者向けの講習」も、引き続き行わせていただきました。

次のページをお願いいたします。こちらは、「保安管理体制」として、「人材育成：LP業務を遂行する上での知識一覧」として、参考資料を添付してございます。

次のページをお願いいたします。「認定販売事業者制度」についてであります。

2つ目のポツのところでございますが、昨年11月の液化石油ガス小委員会におきまして、現行の常時監視型集中監視システムを前提とした認定制度に加え、認定事業者の裾野を広げる観点から、常時監視ではない「低頻度通信型集中監視システム」を導入した者にも、一定のインセンティブを措置することが、その場で議論されたわけでございますが、今、具体的な内容について、内部で検討を進めているところでございます。

次のページをお願いいたします。「保安業務のスマート化」ということで、従来、宅内（家の中）で行っていた圧力損失について、それを屋外での定期点検調査でも代替できるような例示基準及びマニュアルを公開させていただきました。コロナ禍の中、なかなか御自宅に入れないことも想定したものであります。

次のページをお願いいたします。これ以降は、「安全高度化計画」の本文そのものの記載となっておりますので、説明は省略をさせていただきます。

私からは以上でございます。

○大谷委員長　　ありがとうございました。

まず、「国、都道府県の取組状況」ということで説明いただきました。

引き続き、各団体より説明をお願いしますので、御質問がありましたら、後でまとめてということをお願いをしたいと思います。

続きまして、全国LPガス協会様より説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○村田オブザーバー ありがとうございます。全国LPガス協会専務理事の村田でございます。説明の機会をいただきまして、ありがとうございます。

私ども、国の「安全高度化計画2030」の中で、我々販売事業者も主体者の一つとして取り組むということで進めております。

次のページをお願いいたします。

このページと、次のスライドは、先ほど経済産業省から御説明があったものの繰り返しでございます。

次のスライドをお願いいたします。

ここからが、スライドの4ページ目ですけれども、これが、私どもの活動の概要でございます。「LPガス安心サポート推進運動」という名称をつけて、「運動の期間」は5年ということでございます。「安全高度化計画」は10年スパンでございますが、5年ごとの見直しとなっているので5年といたします。

また、「目標」、「運動の概要」につきましては、国の高度化計画、高度化目標と合わせているということでございます。

「具体的な進捗状況管理や進め方」でございますが、重要なアクションを3つ定めおりました。1つは、「業務用施設ガス警報器の連動遮断の推進」、それから、「業務用換気警報器の設置促進」でございます。さらに、これに加えて、近年災害時における容器流出が問題化していることを踏まえまして、「軒先容器の流出防止対策の徹底」と、この3つを指定して行っているところでございます。

次のスライドをお願いいたします。右端の欄にございますように、赤字で記載した3点が重点推進項目ということでございます。

次のスライドをお願いいたします。まず、「事故対策」の最初、「消費者起因事故対策（業務用換気警報器の設置促進）」でございます。

御案内のとおりCO中毒事故は、ひとたび事故が起きると大変な問題になるということでございまして、業務用の換気警報器設置の促進が必要ということでございます。消費者自身が、COに係る正しい知識、危険性について十分理解することが重要であるということから、各団体を通じてチラシによる周知・啓発等を実施しております。

下のグラフのところを御覧いただきますと、業務用換気警報器の設置率が、徐々に徐々に上がってきている状況でございます。

次のスライドをお願いいたします。「販売事業者による取組事例」ということでござい

まして、ここにございますように、新規の業務用厨房物件で換気センサーの連動遮断を必須としているとか、あるいは業務用換気警報器やCO警報器が鳴った場合に、消費者からそのときの状況を確認するとともに、機器の汚れや二次空気不足などを疑って、本当の原因を見つけ出すとともに、必ず対応策を講ずるといような、各社それぞれの取組を行っております。

業務用換気警報器が鳴った場合の対処方法を消費者に定期的に周知し、事故の防止に努めているところでございます。

次のスライドをお願いいたします。「業務用施設ガス警報器連動遮断の推進」でございます。

ガス警報器とガスメーターを連動させ、ガスを遮断するシステムの普及促進を図るといことございまして、右のグラフにございますように、7割近くまでメーターの連動率が上がってきております。

「今後の技術開発」でございまして、Uバス通信が、現行の通信線よりも多くの情報伝達が可能だといことを踏まえまして、今後、警報器等との連動率の向上に寄与することが検討されているところでございます。

次のスライドをお願いします。これは、それぞれの活動を行っている例でございすけれども、対象となる業務用施設の全箇所の再確認と改善の取組を実施しているといことございす。

ガス警報器とガスメーターの連動の必要性と、物理的に連動が困難な場合の対策を盛り込んだ資料の作成・配信を実施しているところでございます。連動型警報器とメーターの遮断のセットのものと、連動型警報器と遮断弁のセットのものでございす。

次のページをお願いいたします。それから、「販売事業者に起因する事故対策」でございす。

機器の期限管理の徹底といこと、期限内の交換が大事だと思っております。ガス放出防止機能を有するものに交換するなど、より安全性の高い製品の普及を図っているところでございす。

調整器の製造から、高性能なものは10年が期限、それ以外のは7年が期限となっておりますが、その期限が経過した施設率でございすが、近年では2.4%まで下がってきているといことございす。

次のページをお願いいたします。もう一つの「販売事業者起因事故対策」でございす

が、いわゆる他工事に起因する事故が増えているということでございまして、経産省が作成しているチラシや業界団体が作成している法定周知文書等に、他工事がある場合の販売事業者への連絡、これをお願いするイラストも入れて追記するなど、用意をしているところでございます。

また、バルク貯槽等につきましても、告示検査期限のピークを迎えることが全国的に見込まれていることから、入替予定数の調査を実施して、前倒しの実施等、期限に余裕を持って対応するよう販売事業者に要請しているところでございます。

次のスライドをお願いいたします。「自然災害対策（軒先容器の二重掛け等の流出防止推進）」でございます。

鎖またはベルト等の二重掛けを施して、さらに鎖またはベルトが容易に外れにくい取付け金具の設置や、新設または取替え時におけるガス放出防止型高圧ホース等の設置を徹底するというところでございます。

昨年の6月の省令改正で、いわゆる洪水浸水想定区域等で、1 m以上の浸水が想定される地域の消費先に設置されている充填容器に対しまして、流出防止の措置を講ずることが義務付けされたということでございます。

これを受けまして、私ども団体としても、消費者向けにチラシを作成するなど、対応を図っているところでございます。

右端のところがございますが、「お客様へのお知らせ」という形で進めさせていただいておりますけれども、一番下のところに経済産業省と私どもの協会との連名という形にさせていただいております。

次のスライドをお願いいたします。「軒先容器の二重掛け等流出防止推進」の対応でございますが、「教育及び周知徹底」、「新規供給先への対応」、それから「既存顧客の流出対象先への取組」ということで、ここにあるような取組を全般に行っているところでございます。

次のスライドをお願いいたします。「雪害事故防止対策」でございます。

先ほど冒頭にもお話がございましたように、積雪寒冷地の積雪または除雪ミスに伴う調整器、供給管等の損傷によるガス漏れ等を防止するために、該当地域では、供給設備の点検を確実に実施し、従前以上に適切な落雪対策を講じることと、地域ごとに一般消費者へチラシ等を用いまして注意喚起を図っているところでございます。

また、調整器の折損事故が発生したことから、雪囲いなどの対策が難しい設備におきま

しては、新設時や設備交換時に、調整器を配管に接続して雪の直撃を受けない形にするとか、調整器を、ガス放出防止型機能付に変更するような対策を講じるということでございます。

次のスライドをお願いいたします。「保安基盤」のところでございますが、現場の実態に応じて、異なるリスクを把握・認識し、適切な対策・改善を継続して実施する「リスクマネジメント」の考え方を取り入れているところでございます。

具体的には、販売事業者が「自主保安活動チェックシート」を活用した自主保安活動の自己診断、これを行うことによって、自らの自主保安の状況を客観的に認識し、保安レベルの向上に役立つような活動を継続して行っているところでございます。

次のページをお願いいたします。通信技術の進化によりまして、LPWA等の集中監視の新たな方式の利用が開始されているところでございます。今後、さらなる集中監視システムの信頼性の向上が期待されていることから、販売事業者は、集中監視システムの一層の普及に取り組むとともに、認定販売事業者制度における資格取得の推進を図ることで、保安の高度化を目指しているところでございます。

集中監視システムの設置率も、1年で4%上がってきているところでございます。今後とも先ほど申しあげました3つの重点取組事項を中心に保安の確保を進めてまいりたいと思っております。

また、これを進めていくに当たりまして、消費者、経済産業省、メーカーの御協力が必要不可欠でございますので、とりわけ消費者の皆様の御理解、御協力が重要になっております。なお一層の御協力を賜るようお願いいたします。

私からは以上でございます。ありがとうございました。

○大谷委員長　　ありがとうございました。

それでは、続きまして、高圧ガス保安協会様からよろしくをお願いいたします。

○鈴木代理　　高圧ガス保安協会理事の鈴木です。御説明の機会をいただきまして、ありがとうございます。本来であれば、会長の近藤が説明すべきところですが、所用で出席できませんので、代理で説明をさせていただきます。

次のページをお願いいたします。高圧ガス保安協会は、高圧ガス保安を目的とする特別民間法人で、この分野のエキスパートを自負しております。LPと高圧ガスの分野において、保安向上のための活動を行っております。この高度化計画では、赤字で掲げる5つの役目を担っています。

次お願いいたします。まず、「消費者に起因する事故対策」として、ガスの漏えいによる爆発、火災防止事故に関する取組です。

一昨年7月に福島県の飲食店で、また、その半年後の昨年1月には、秋田県の一般住宅で爆発火災事故が発生し、それぞれ1名の人命が失われました。

一昨年7月に発生した爆発火災事故ですが、厨房の配管が腐食してガスが漏えいし、何らかの着火源により爆発火災に至ったと推定しております。

KHKは、発災当日から担当部長ら4名が現地入りし、後日にLPガス担当の理事も加わって現地調査を実施いたしました。調査結果を分析して、METIへ報告をしております。

また、昨年1月の事故につきましては、屋根の雪下ろし、または落雪など、何らかの原因によって供給設備の一部が破損してLPガスが滞留し、着火源にて爆発火災に至ったと推定しております。

KHKは、発災翌日に現地に担当部長1名が入り、現地調査を実施、調査結果を分析して、METIに報告をいたしました。

いずれの事故につきましても、その後、KHKが発行する機関誌『高圧ガス』、また、毎年秋に開催する「LPガス保安情報説明会」、さらには、KHKのウェブサイト等で概要、それから再発防止対策の周知をいたしました。

次のスライドをお願いします。次に、一酸化炭素中毒事故を防止するために、業務施設などに対する安全意識の向上を目的に、「LPガス安全委員会」を通じた活動を行っております。

この委員会は、飲食店を含む消費者に対しまして、LPガスの正しい使い方などの周知・啓発を目的としています。KHKは、この委員会の事務局としてパンフレットを作成し、事故防止の周知を行いました。

資料の一番後ろに、パンフレットの例を参考としてお示しておりますので、後ほど御覧になっていただければと思います。

なお、このパンフレットは、英語や韓国語、中国語、さらにはベトナム語、ポルトガル語、スペイン語など、12か国言語、それぞれの言語でのバージョンを作成し、海外からいらっしゃる方にお伝えをしております。

次のスライドをお願いします。「保安教育の実施」として、各種法定講習の実施、また教育用の書籍を作成、頒布などを行っております。

具体的には、液化石油ガス法に基づく事業といたしまして、液化石油ガス設備士に関する講習など、12種の法定講習を実施しております。加えまして、LPガス販売事業者用の保安教育指針を制定しております。

そのほか、3つ目のマルで、自主事業ですが、「LPガス保安情報説明会」を実施し、保安教育に関する情報の提供を行っております。

次のスライドをお願いします。「実質的な基準の維持、運用」についてであります。

KHKは、LPガス設備や器具などに関する自主基準を作成、頒布をしております。全体で37基準がございますけれども、このうちの14基準につきましては、液化石油ガス法に基づく通達や例示基準として引用されております。

2021年度は、このうちの23基準につきまして、最新の法令、参照基準の反映などによる改正または見直しに伴う検討を行いました。

次のスライドをお願いします。最後ですが、「スマート保安の推進」について。

KHKは、液化石油ガス用ガス漏れ警報器などの自主検定を実施しております。2021年度は、約270万個の検定を予定しておりますが、これは自主基準ではございますが、国内に出回るガス漏れ警報器のほぼ全数が、この検定を受けております。

また、2つ目のマルですが、「マイコンメーターに係る自主基準（KHKS）」につきましても、最新基準の反映、表現の整合化、統廃合など随時見直しを進めてございます。

以上、簡単ではございますが、KHKの取組を紹介いたしました。

KHKは、今後もLPの保安に係る取組を確実に実施し、事故防止に務めてまいります。以上でございます。

○大谷委員長　　ありがとうございました。

続きまして、供給機器工業会様からよろしくお願ひいたします。

○榎本オブザーバー　供給機器工業会の榎本です。

○大谷委員長　　よろしくお願ひします。

○榎本オブザーバー　説明の機会をいただき、ありがとうございます。

次のページにさせていただきますでしょうか。私ども、大きく分けて2つあります。1つは、ガス漏えいによる爆発の火災対策として、主には、ガス栓の誤開放事故の対策、もう一つは自然災害対策です。

まず、誤開放対策について御説明させていただきます。

誤開放自体は、ヒューズガス栓というのがあって、過大な流量が流れたら止まる機構は、

今ホースガス栓には全て法律的にも付いております。しかし、事故の中で、どうしてもつまみを半分までぐらいしか開けないとか、そういう形で流量が少ない場合、作動しません。

そういうところに対して、今は、これは全部、全数この形になってはいますが、ON・OFFヒューズガス栓と言って、途中半開になってもガスが開かない状況のもの、大体90%ぐらいの解除にならないとガス弁が開かないという機構をガス栓のほかに付けております。

次のページをお願いします。さらに、より安全にするためには、つまみをなくするということで、都市ガスのほうは進んでいるのですが、なかなか我々のほうまで広がりは見えませんが、ガスコンセントとって、ガスコードのコンセントを差し込むことによって弁が初めて開くというような形です。こんなものも供給しています。

次のページをお願いします。そのほかに、既存のものをどうするかということもありますので、ここにはガス栓カバー、ほかにもゴム栓もありますが、ガス栓カバーのほうが有効かと思えます。

こういうものを過去からずっとやっていて、数字のところには載っていると思いますが、380万個ほど付いております。まだ全戸に付いているとは言えないかもしれませんが、こういった形でハード的な対応を行っております。

また、こうしたことを全国LPガス協会様と協力して、消費者の方に周知することも行っております。

次のページをお願いします。「自然災害の対策」です。

どちらかという二次災害を防止するというのが、これから説明するものは大きいかと思いますが、高圧ホースのところにガス放出防止装置を付けまして、それを、去年の4月製造分から全てこれになっております。

あと、連結用というのがありますが、そのものは10月から、全てこの機構が付いております。この取り付け、我々協会としては、もともといろいろやりたいと思っていたのですが、全国LPガス協会さんから依頼を受けたので、私どもとしてもやりやすく、全て会員の方が賛同していただけて、この形のものにしました。

次のページをお願いします。あと、周知・啓発に、雪害のところで関わるのですが、私どもの、そのものだけでは雪害というのは守れないので、各、上の例は、どこというわけではないですが、雪害エリアのところの地域の状況を見て、雪囲いであるとか、容器収納庫に収めるとかというものを、どのようにやられているかということ調査してきて、こういうものが対策として効果がありますよという形をパンフレットにして、販売事業者様

にお配りしているということです。

次のページをお願いします。また、事故が起こるケースを、いろいろ見ていると、例えば単段調整器、左の改善前というような形のところですが、こういったところに雪の塊が落ちて、雪塊が落ちて、単段調整器を折ってしまうということなので、容器には、さっきの張力式の高圧ホースを付けていただいて、単段調整器は後に付けるということで、雪の直撃を受けない形、また、変に容器が倒れたりしたら張力式が働くというような対策をお勧めしております。

次のページをお願いします。さらに、事故の例としては、単段調整器同様に、片側仕切りというのがありまして、片方は容器に付けて、片方は高圧ホースから取るという二本立てのところには付けるものですが、これも、やはり雪が調整器の上に、雪の塊が落ちて折れるということで、両サイドに高圧ホースが付いたタイプに改善をお願いするようなことを行っております。さらに、私どもガス放出型の単段調整器というのを、防止型のものを付けております。

次のページをお願いします。アナウンスが足りないせいか、まだまだ全国平均で14%、雪害エリアでも16~18、東海地区が一番高いですが、34というような形で、普及はまだ行われていませんが、こうしたものを今後進めていきたいと思っております。

そのものをお見せするために、次のページをお願いします。

一つは、折損式と言いまして、雪が当たると折れて、過流式の装置が根元のところに付いていて、折れるとガスを遮断するというタイプです。

次のページをお願いします。もう一つは、張力式の高圧ホースと一緒に、引っ張られると遮断するものを調整器に付けたものでございます。

こうしたものを今後も普及を促進して、全国LPガス協会様と協力してやっていきたいと思っております。

私からは以上です。ありがとうございました。

○大谷委員長　ありがとうございました。

続いて、ガス警報器工業会様より説明をお願いいたします。

○権藤オブザーバー　御指名をいただきましたガス警報器工業会の権藤と申します。

説明の機会をありがとうございます。資料1-5に基づきまして「高度化計画2030」の取組状況について、大きく3つのアクションプランについて御説明をいたします。

まず1つ目として、2ページでございます。CO中毒事故防止とガス漏えい爆発事故を

防止するガス警報器の設置促進の取組でございます。

ガス警報器工業会では、LPガス販売事業者、全L協様、都道府県LPガス協会、一般消費者等の方々に対して、ガス警報器の有効性、専門情報の紹介、広報媒体の提供、感謝状の授与などの支援・連携活動を積極的に実施しております。特に令和3年度につきましては、前年度の福島県郡山市のガス爆発事故を受けまして、ガス警報器とガスメーターとの連動遮断の普及促進を強化いたしました。

令和2年度末の全L協様の調査結果によりますと、LPガス警報器の設置率は76.3%でございます。そのほか業務用換気警報器は53.2%、業務用厨房のメーター連動率は68.1%でございます。ガス警報器の設置促進や取組がまだまだ必要な状況と認識しております。

具体的な取組について御紹介をいたします。

1つ目の黒い四角ですけれども、県協・七液協等が行われます講習会などへ、我々工業会としましても、講師派遣を積極的に行って、有効性を周知させていただいております。

2つ目の黒い四角は、「広報媒体の製作・配付・利用促進」としまして、写真を付けておりますけれども、左からポスター、パンフレット、業務用換気警報器、メーター連動・CO中毒事故防止、それから、一般消費者等の声として、奏功事例やお客様の声の冊子、専門家向けとしまして、設置マニュアルなどを制作しまして、関係機関や講習会での配布、昨年11月、東京ビックサイトでの「国際福祉機器展」にブースを設置しまして、一般消費者等の方々に対しても配布をいたしました。また、当工業会のホームページにも掲示しまして、利用促進を図っております。

3つ目の黒い四角ですけれども、「リメイク運動表彰制度」を、2012年度、まさに10年前から経済産業省、全L協様、KHK様、LPガス安全委員会様などの協力を得ながら、毎年、秋の「LPガス消費者保安推進大会」の表彰式におきまして、本工業会会長から警報器の設置率の高い県協、20件程度の皆様に対して感謝状などを授与しているところでございます。

この制度は、リメイク運動10周年を契機として、来年度から、新たに「業務用施設のメーターとガス警報器の連動率」を対象に加えることで、連動の警報器設置の加速化を目指しております。

続きまして、2つ目のアクションプランでございます。3ページの「機能の高度化」でございます。

1つ目、「ガス警報器の警報」ですが、当工業会ホームページなどを活用して、一般消

費者などが分かりやすいように、音声アラームの採用を啓発しています。業務用厨房向けに外国人労働者にも分かるように、外国語（英語、中国語）を用いた音声を用意しております。スマホからQRコードで当工業会のホームページに入っただいて、代表例を聞くことができます。一例として英語版をお聞きいただきました後、説明を続けます。

（音声、アラーム再生）

ありがとうございました。英語版の業務用厨房での注意喚起の音声でございます。

1つ飛ばしまして、③ですけれども、ガス警報器とメーターとの連動遮断を促進するために、送信機を警報器に内蔵したり、外付けできる製品も販売されております。

次は、④でございます。電池式警報器というのはコードレスでございます。停電時の安全確保などに有用でございます。製品化が望まれておりますけれども、現在、省電力化とか低コスト化などの課題克服を目指して、メーカーにて開発中でございます。

3つ目のアクションプランとして、最後の4ページでございます。「スマート保安の推進」でございます。

当工業会としましては、ガスメーターとガス警報器の通信システムにつきまして、次世代の高速大容量の通信仕様としまして、ガスメーターの通信規格でございますUバス無線を利用する——今年度から開始しましたテレメータリング推進協議会様、日本ガスメーター工業会様と当工業会の三者で構成します「Uバス仕様三者検討会」に参加をしております。

ガス警報器としましては、無線ネットワークに組み込むことで、警報器のプラグ抜けや警報器の音声応答などへの確実かつ迅速な対応が可能となり、保安やサービスレベルの向上につながることを期待しております。

今後、技術の実用化に向けましては、標準仕様や規程の整備などが求められるという状況でございます。

最後に、ガス警報器と言いますのは、一般消費者等の皆様の安全確保の「多重化」に大いに貢献する安全機器でございます。当工業会としましては、今後ともガス漏えい爆発やCO中毒事故防止に向けまして、積極的にガス警報器の普及啓発活動や技術の向上に取り組んでまいりますので、関係者の皆様方の御支援、御協力をお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○大谷委員長　ありがとうございました。

ここで、コミュニティーガス協会様より、何か御発言があるということですので、コミ

ユニティーガス協会さん、お願いいたします。

○杉森オブザーバー 技術部長の杉森と申します。発言の場をいただき、ありがとうございます。

私ども、コミュニティーガス事業は、ガス事業法におけるガス小売事業に該当しておりますので、安全高度化計画につきましては、ガス事業法サイドの「ガス安全高度化計画2030」に沿って、死亡事故ゼロ等の安全高度化指標を達成すべく、当該計画の諸対策を実施しております。

ただ、「液化石油ガス安全高度化計画2030」と、一部において、例えば製造所設備対策や経年導管対策など、異なる点がありますが、他工事事務対策、消費者保護に関わる安全周知、安全型機器の普及促進、ガス警報器設置促進、災害対策などの共通する諸対策も多くありますので、基本的には液化石油ガスサイドとほぼ同様に活動を展開させていただいていると認識をしております。

また、当協会会員事業者の多くは、液化石油販売事業も兼ねておりますので、全国LPガス協会さんサイドからの「液化石油ガス安全高度化計画2030」のアクションプラン実施等が促されているものと理解しております。

簡単ではございますが、当協会からの状況説明は以上であります。ありがとうございました。

○大谷委員長 ありがとうございます。

高度化計画の取組状況ということで、まとめて御説明をいただきました。本件は、御報告事項ということになってはいますが、御質問などございましたら、お願いしたいと思います。

ハウリング防止のために、御発言時以外は、マイクをミュートにさせていただきますよう御協力をお願いいたします。御発言される場合は、Teamsのチャット機能、コメントを書き込む機能がございますけれども、これを御使用いただいて、御発言の意思、発言がある旨、表示をお願いいたします。順番に指名させていただきますので、指名があるまではミュートのままでお待ちくださいますようお願いいたします。

それでは、近藤委員の代理で鈴木様、御発言があるということですので、よろしく願いします。

○鈴木代理 発言の機会をありがとうございます。これも、近藤会長の代理として意見を申し上げます。

1点目は、今御説明いただいた安全高度化計画についてです。1年目でありながら、目標の多くは達成されており、一定の成果を上げております。国や都道府県あるいは御説明いただいた関係機関の御尽力に敬意を表します。

他方で、一昨年、昨年と死亡事故が発生をしております。死亡事故は、やはり最も避けるべき事故であるということで、今後私どもKHKも含めまして、関係者の方々の一層の取組が必要であると考えてございます。

2点目ですが、販売事業者の認定制度につきまして、新しい制度として、常時監視でないシステムも対象とすると、こういう運用がされるということでございます。申し上げるまでもございませんが、安全の確保が大前提ということで、保安レベルを下げることをないように、慎重に検討を進めていただきたいと考えております。

以上でございます。

○大谷委員長　　ありがとうございました。

事務局から、何かコメントございますか。

○岡本室長　　ありがとうございます。

認定の、最後の2点目の御指摘につきましては、昨年11月に液石小委で御議論いただいた結果を踏まえ、具体的にどういう制度設計とすべきかということ、今検討しておりますので、また、御相談させていただくこともあるかと思えます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○大谷委員長　　ありがとうございました。

それでは、次に吉川委員、御発言をお願いいたします。

○吉川委員　　ありがとうございます。

まず、資料1-1の、私、事前説明にいただいたものを使用していますので、ページが若干ずれていたらごめんなさい。4ページの表です。

これについて、これまでの個々のLPガス事業者の皆さんを初め、国や各種団体など、関係者の御努力によって高度化計画2030においても、極めて高いハードルが設定されていることは認識しております。

その上で申し上げたいのですが、残念ながら死亡事故が発生してしまっております。雪害による事故というふうに認識しておりますが、これは毎回、寒い冬になると気象の要因で事故が発生している面もあるのではないかと認識しております。

先ほど来、各団体から雪囲いや容器に入れるとか、単段式調整器の設置などが有効な施

策だという御紹介がございましたが、降雪地域の事業者の方には、自主保安の中でキャンペーンを打っていただいて、定期的に、できれば冬の季節になる前に、設置環境が正しいかどうか、雪下ろしをしたときに影響はしないかどうかということをチェックしていただいて、改善が必要ならば、要改善事項を、何か用紙でお渡しするとか、そういうようなことを重点的にやっていただけないだろうかということをおもいました。

それから、保安協会さんの資料1-3にございました郡山の事故、ちょっと古くなりますが、これについては、昨年の液石小委の段階では、まだ警察等も入って調査中で、詳しい原因については報告ができないというところで、私の記憶は止まっております。幾つか関心があることとして、配管がむき出しになっていたというのは不適切な事案だと思いますけれども、これが、定期の点検調査の中で、なぜ見落とされてしまったのかといったことですか、あとガス警報器は設置されていたのか、実際に作動したのかといったようなところが、今後の改善につながる重要な要素だと思いますが、このあたりの御報告というのは、もし私が欠席していたときに御報告いただいていたら、ごめんなさい。まだ、だったら、ぜひお願いをしたいと思います。

やはり、今日の資料を読んでも、「何らかの」、「何らかの」というのが連発されていて、一体どこを改善したらいいのかというのが、一般市民的には、ちょっと分かりにくい構造になっているので、あえて申し上げた次第です。

それから、もとに戻って資料1-1に関してですが、さっきの常時監視ではない、(低頻度型通信型集中監視システム導入の)認定事業者のところに関しては、20ページに御計画いただいているように効果的なインセンティブになり得るとともに、常時監視をきちっとやっていらっしゃるところのインセンティブを損わないような絶妙なバランスで、「一定のインセンティブ」を措置するように、設計していただけたらありがたいなと思いました。

以上です。ありがとうございました。

○大谷委員長　　ありがとうございます。認定事業者制度は、今の御意見も考慮いただいて、考えていくということにさせていただければと思いますけれども、鈴木様、郡山の事故については、何か簡単に説明できますでしょうか。

○鈴木代理　　ありがとうございます。

郡山の事故については、私どもから、調査結果を分析して報告をしてございます。事故原因等については、今後、係争の案件となる可能性もありまして、私どもから特にこれ以

上申し上げることはなかなか難しいということで、ここは御理解をいただきたいと思えます。

ただ、私どもの報告を踏まえて、国で、行政ということで、こういうことをきちんとやったらどうかというところを既に関係の業界団体には通知をしているというふうに認識をさせていただきますので、一定の周知対策はなされているのではないかと考えてございます。

KHKからは以上でございます。

○大谷委員長　ありがとうございます。

まあ裁判も絡む案件なので、なかなか難しいことだと思いますけれども、また、タイミングを見て御報告いただければと思います。

雪害のキャンペーンも、私も必要だとは思いますが、これもタイミングですね。夏場にやってもしょうがないような話ですので、また、適時キャンペーンを打っていただければと思います。

それでは、次に天野委員、御発言をお願いいたします。

○天野委員　ありがとうございます。

関係機関、事業者の皆様が、高度化計画2030の高い目標設定のもとで、保安業務の適正な実施に工夫と努力を重ねていらっしゃることを理解いたしました。

その上でということになります。資料1-1のスライド11についてですけれども、高圧ホースの締め込み不足は、販売事業者起因の基本的なスキルの徹底の問題であり、その下の、調査の実施記録の偽造及び定期点検でガス管の経年劣化の確認不足による腐食の見落としでの漏えい事故は、どちらも定期点検、調査の形骸化が一部で起きている可能性を示唆するものと考えられます。

いずれも、基本原則に立ち戻る事柄かと思えますので、1月25日に注意喚起が発出されていますが、ぜひ、これらの対策の徹底をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○大谷委員長　ありがとうございました。徹底していただきたいということですので、よろしくをお願いいたします。

それでは、堀口委員、お願いいたします。

○堀口委員　どうもありがとうございます。

事業者の皆さんが、非常に努力をし、かつすごく丁寧な広報活動をされているんだなということを実感いたしました。そこで、1点、ぜひ考えていただきたいと思うことがあり、

発言を求めました。

先ほど吉川委員からもキャンペーンを張って、タイミングを見計らうとか、委員長からも同じようなコメントがあったと思いますけれども、現在、私たち、ホームページになかなか飛んで情報を取りに行くということをやっていないんですよね。今回の資料の中にも、リーフレットやパンフレットを使って広報をしていると。また、そのリーフレットやパンフレットも、とても素敵なものですし、情報もたくさん入っているのですが、それがきちんとキャッチできているかというところが、ちょっと気になっています。

それはなぜかという、その目標が非常に厳しい、死亡事故が1件未満とか、事故を25件未満にするとか、厳しい目標になっていると、広報を効果的にする必要があるので思っています。それで、その拡散と適時広報ができるということを見ると、やはり今、現在では、SNSを使った広報をどうやっていくのかということを考えていかないと難しいのではないかと思っています。

1つの事業団体で1つのSNSをやるというようなことよりも、LPガス安全委員会などから、公的な機関という位置づけで、冬になったりとか、どこかで事故が発生してしまったときに、「皆さんもう一回見直してください」というような注意喚起を流せるSNSについての広報を考えていただけないかなと思ひまして、発言させていただきました。

以上です。

○大谷委員長　　ありがとうございました。

広報については、いろいろと考えられていて、バナー広告だとか、そういったものもありますけれども、まあSNSも効果があるようだと、それも検討するということですよ。ということのようです。よろしく願いいたします。

それでは、オブザーバーの日本ガス石油機器工業会様から、御発言があるようですので、お願いいたします。

○猪股オブザーバー　　日本ガス石油機器工業会の猪股でございます。ありがとうございます。

現在の状況について、少し御紹介をさせていただきたいと思ひます。

今日もいろいろ御紹介がございましたけれども、現状の市場で起こっております事故、私ども工業会におきましても、経済産業省様、それから、NITE様の御協力をいただきながら、個々の事例についても子細の調査を進めております。幸い、ここ数年は製品起因による事故というのは減少傾向でございますけれども、一方で、間違った使い方ですか、

私どもの使用説明の足りなさから来る、そういった誤使用に伴うような事故、それから、もう一方で、年々製品の安全性は上がっておりますけれども、やはり、そうではない非常に古い製品をずっとお使いいただくことによる事故というものが、最近は目にするようになってきております。

前者におきましては、先ほど堀口先生からもアドバイスがございましたけれども、私どももいろいろなツールを使って注意、啓蒙をしておりますが、やはりどうしても範囲が限られていたりしております。これからは、SNS等、そういったいろいろな新しいツールを使いながら、なるべく広く、かつ使用されている方に的確に届くように発信方法を考えていきたいと思っております。

また、後者であります安全高度化された製品への置き換えというところも合わせて、そういったPRを進めていきたいと思っておりますし、まだまだ、製品側としましては、より安全なものを開発していくということはあると思っておりますので、また皆様のお力をおかりしながら努力していきたいと思っております。

以上でございます。

○大谷委員長　　ありがとうございました。

それでは、これで最後になるかと思っておりますけれども、坂田委員、御発言があるようですので、よろしく申し上げます。

○坂田委員　　ありがとうございます。

資料1-2の14ページに、すみません、先ほどの堀口様の発言ともかぶってしまうのですが、雪害に対する消費者向けのチラシが掲載されていますけれども、こちらのチラシは、こういったところに配布がなされましたでしょうか。

○大谷委員長　　全国LPガス協会様、お願いいたします。

○村田オブザーバー　　お答えいたします。これは、各販売事業者を通じまして、各御家庭に、消費者の方々に、こういうことがあるので気をつけていただきたいということで、雪害対策、雪下ろしのときには気をつけてくださいとか、あるいは落雪による損傷がないように気をつけてくださいとかということで、各消費者の方々に直接お願いをしているものでございます。

以上でございます。

○坂田委員　　ありがとうございます。

長野県に住んでいまして、雪害でこういった事故があるということが、あまり周りに知

られていないように感じていまして、直接事業者さんから消費者の方に届けられるのが、ポイントとしては、より届きやすいかなと思うので、引き続きをお願いしたいと思います。

以上です。

○村田オブザーバー ありがとうございます。今後とも進めてまいりたいと思います。

○大谷委員長 ありがとうございます。

事業者も意識を持ってやってくださいということになるかと思います。

それでは、以上で、議題の（１）は終わらせていただいて、次の議題に移りたいと思います。

議題（２）の「2021年度立入検査の実施状況及び2022年度立入検査の重点について」と、議題（３）の「液化石油ガス法の改正について」、先ほどからちょっと出ていますけれども、これについて、事務局から、まとめて説明をお願いいたします。

○岡本室長 それでは、まず資料の２から御説明をさせていただきます。

次のページをお願いします。

まず、「2021年度立入検査の実施状況」でございますが、本省所管分につきまして、２つの事業所、それから、産業保安監督部におきまして42の事業所、合計44の事業所に立入検査を行いました。本来は、もう少し大きめの数字を想定しておりましたけれども、コロナの影響で、この数字になったということでございます。

「立入検査結果」につきましては、そこに記載のあるとおりでございますが、保安業務に係る委託業務の内容についての指摘が４件、保安業務の実施状況についての指摘が１件、またその他として11件ございますが、法令手続きが未実施・遅延、または保安教育が未実施等について、指摘をさせていただきました。

次のページをお願いいたします。

「2022年度の立入検査の重点」でございますが、2021年度に実施した立入検査の指導内容の実績、また2021年に発生したLPガスの事故の特徴を踏まえまして、引き続き2022年度も立入検査を行っていきたいと考えております。

先ほど天野委員から御指摘がございました点も踏まえ、事故を未然に防ぐための取組を徹底する目的で立入検査を行いたいと考えてございます。

資料２については以上でございます。

引き続きまして、資料３について御説明をさせていただきます。「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の改正について」でございます。

冒頭、太田から御紹介をさせていただきましたとおり、3月4日にこの法律案が閣議決定されております。具体的には、LP法、液石法で求められる各種の届出等の事務が、現時点では都道府県知事の事務となっておりますけれども、それを、政令指定都市の長に移譲するというものでございます。

具体的な内容は、過去に液石小委でも御議論いただいておりますので、この場では割愛させていただきます。

本日は、それに向けて事務の円滑な移譲をバックアップするための、私どもの取組を御紹介したいと思っております。

次のページをお願いいたします。

2021年12月に、都道府県及び指定都市を対象に権限移譲に係る連絡会を開催いたしまして、今後の動きについて説明をいたしました。また、年が明けて、本年1月には、経済産業省の監督部や都道府県、政令指定都市の職員の方々、約80名の方に御参加いただいた形で、液石法の研修をオンラインで実施しております。

また、2月～3月でも、講習を開催中ございまして、次のページをお願いいたします。指定都市職員を対象としたオンライン講習を開催しております。

また、年度が明けた、この春以降も引き続き権限移譲のための準備ということで、講習会を開催したと考えてございます。

私からは以上でございます。

○大谷委員長　　ありがとうございました。

この2件につきましても、報告事項という扱いではございますけれども、御質問などございましたら、先ほどと同じ要領で、Teamsのチャット機能を使いまして、御発言がある旨、こちらにお伝えいただければと思います。

よろしく申し上げます。

まず、近藤委員代理の鈴木様、よろしく申し上げます。

○鈴木代理　　再度発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

権限移譲についての御説明ありがとうございました。講習について、鋭意実施していくということで、大変結構なことだと思います。

ただ、移譲される政令指定都市、あるいは、これは移譲の話とは直接関係ありませんが、一部の県によりましては、このLP法の執行体制が必ずしも十分に整わないところが出てくる可能性がございます。権限移譲につきましては、LPガス法に先んじて高圧ガス保安

法の分野で、既に権限移譲が進んでいるわけですけれども、私ども、高圧ガス保安協会は、この高圧ガスの分野では、事業者様や、あるいは自治体から求めがあれば、自治体の許認可の前に法に定める基準への適合性を確認するという、こういう事前評価を実施してございます。既に何件か、実績が上がっているところでございます。

私どもは、LPガスの分野におきましても、このような事前評価の取組を現在、検討しているところでございます。事業者様か、もしくは自治体様のほうで、許認可の執行に際して、もしお困りになることがあれば、KHKに御相談をいただきたいと思っております。

以上でございます。ありがとうございました。

○大谷委員長　ありがとうございました。

実際のところ、どうすればいいかというようなことがありましたら、KHKにお問い合わせいただければということですので、よろしく願いいたします。

それでは、オブザーバーの全国LPガス協会様、よろしく申し上げます。

○村田オブザーバー　発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

この権限移譲の件につきましては、権限移譲につきまして、昨年から議論されているときにも申し上げてきたことではございますが、円滑な移行がなされるように、細かいところで齟齬がないように、ぜひとも講習等でしっかりと引き継ぎをお願いしたいと思っております。

また、現場において、それぞれのところではばらつきがあるということになりますと、例えば広域で事業をやっている事業者などは、大変困惑する原因になりますので、その辺、ぜひとも統一的な対応をできるようにお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○大谷委員長　ありがとうございました。

ほかはよろしいでしょうか。——特に御発言はなさそうですので、それでは、以上をもちまして、予定の議題は全て終了ということにさせていただきますと思います。

本日は、議題（1）につきましては、「高度化計画の達成状況」ということで御報告をいただきました。1年目ではありますけれども、かなりの部分は指標を達成していることになっておりますが、まだ達成できていないものもありますし、達成できたということで満足するのではなくて、やはり少しでもより安全に、ということに努力をする、少なくとも維持はしなければいけないということかと思っておりますので、また、来年度以降、行動計画に沿って安全が達成されるようにということで、皆様の御尽力をお願いしたいと思います。

そのほか、事務局から何かございますでしょうか。

○岡本室長　それでは、参考資料5「高圧ガス保安法等の一部を改正する法律案の概要」を御紹介したいと思います。

私ども、産業保安グループが関係する法律案が、先ほど御説明しました液石法の権限移譲のほかに、もう一つございまして、それが、今御覧いただいている「高圧ガス保安法等の一部を改正する法律案」でございます。

こちらにつきましては、関係してくる法律がガス事業法になりまして、その意味におきまして、ガス安全小委員会が所管する内容ではございますけれども、同じガスの分野で起きていることということで、この場で御紹介したいというのが趣旨でございます。

それでは、資料を御覧いただければと思いますけれども、法案の概要として、高圧ガス保安法、それからガス事業法、電気事業法の改正を予定してございます。

都市ガス分野、いわゆるガス事業法で関係するところをピックアップして御説明をしますと、2つございまして、1つには、(1)の「スマート保安の促進」でございます。ガス事業者、都市ガス事業者の方々が、AIやIoT、ドローンなどを使って、保安レベルを維持、または向上させる取組をされる場合には、事業者の方々から国に申請をしていただきます。それを認定要件という要件と照らし合わせて、合致する場合には、その事業者の方に、国から認定を出させていただくものであります。

認定を得られたガス事業者は、例えば従前必要であった届出行為が不要になったり、または、法令で定められた設備の検査期間について、自分で期間を定められるような取組が可能になります。

ガス事業者における保安を担う人材が高齢化しておりまして、あと何年かすると、そういった方々は退職するおそれがございます。その際、保安レベルを維持、向上させていくための措置として取り組みたいというものでございます。

それから、もう一つ、ガス事業法関連で申し上げますと、(2)の「新たな保安上のリスク分野への対応」の下の方に、「ガス事業者間の災害時の連携強化」というのがございます。

これは、皆さん方も御案内かと思いますが、導管でガスを供給する、そういった地域で、大規模な地震などが発生し供給支障が起こった場合、この場合、都市ガス事業者間がお互い連携して復旧に務めます。具体的には、例えば数年前に大阪の高槻で大阪北部地震がございましたけれども、そのときに、供給停止が起きた際、東京ガスとか東邦ガス

の職員の方々が駆けつけて復旧に取り組みました。このように都市ガス事業者間では、災害時に連携するルール、取り決めが既にございます。

それで、今回、法律改正をして求めることは、そういった事業者間の連携、それを「連携計画」と言いますが、それを国に届出をお願いするものであります。

南海トラフ地震とか、それから東京直下地震など、今までよりも大規模な被害が予想される震災が予見されますので、そういったことに備えるため、計画を届出をいただいで、必要があれば国のほうから修正をお願いするというものでございます。

そのほか、何点か補足で御紹介しますと、(2)のところに、「太陽光・風力発電設備の保安規制の見直し」とございます。これは、小規模な太陽光発電や小規模な風力発電については、従前から規制がかかっていなかったわけではないのですが、大規模な事業用の発電設備と比べると、規制が緩やかでございました。昨今、こういった小規模の発電設備でも事故が発生しておりますので、今回、規制を強化するものでございます。

それから、右下のほうに車の絵がございますが、「燃料電池自動車に係る規制の一元化」ということでございます。燃料電池自動車には、水素を溜めたタンク、容器が搭載されております。そのタンクは経済産業省の所管で、それ以外の自動車の部品は国交省の所管となっております。そのため、燃料電池自動車を所有している方々は、国交省のルールに基づいて車検を受けるとともに、その水素の入ったタンクについては、経済産業省のルールに基づいて検査を受けるということが発生してございましたが、それを解消するために経済産業省の所管から外す、全て国交省の所管とする、そういった改正をしたいと考えてございます。

以上が、法律案の御説明でございました。

以上です。

○大谷委員長　　ということで、液石法ではないですけども、関連、関係のある法律の改正の状況というところで御説明をいただきました。

全国LPガス協会様から、もう一言御発言があるということですので、全国LPガス協会さん、お願いいたします。

○村田オブザーバー　　ありがとうございます。

先ほど来、話題になっております認定販売事業者制度の、さらに追加的に措置をするという件で、何人かの委員の方から御指摘がございましたけれども、まず保安の確保がきちっと図られること、これはまず大前提でございます。それに加えて、ともすれば、今

の時代から見て過剰になっている規制があるならば、その部分は緩和するという考え方で、その辺はうまくバランスのとれた措置となるように、我々事業者側のニーズと、よく御相談いただきまして、検討いただければと思っております。

以上でございます。

○大谷委員長　ありがとうございました。

各方面からの御意見を反映しながら、より安全が保てる方向で改正をしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

本日は、活発な御発言、御議論をいただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の会議は終了とさせていただきます。

皆さん、どうもありがとうございました。

お問合せ先

産業保安グループ ガス安全室

電話：03-3501-4032

FAX：03-3501-1856